

社会福祉法人ペリー福社会 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ペリー福社会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等に出席する役員の報酬の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 理事会
- (2) 監 査

(役員報酬の額)

第 2 条 役員の報酬の額は、次のとおりとする。

理事会の出席	監 査	第三者委員
5,000円	8,000円	3,000円

(出張旅費)

第 3 条 役員が、法人又は法人の運営する施設の業務のため出張する場合は、別に定める「旅費規程」に基づき報酬及び旅費等を支給する。

(兼務役員)

第 4 条 法人の運営する施設職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、法人設立日（平成28年3月25日）より施行する。

この規定は、平成29年4月1日より施行する。